

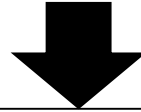
# 松山市子ども・子育て会議 部会委員の指名

令和3年8月3日

# 部会委員の指名

## <部会委員及び部会長・副部会長の指名>

- 松山市子ども・子育て会議条例第8条第2項の規定に基づき、会長が部会に属すべき委員を指名する。
- 松山市子ども・子育て会議条例第8条第3項の規定に基づき、会長が部会長及び副部会長を指名する。



松山市子ども・子育て会議委員20名の中から、  
「(1)教育・保育部会委員 10名」、「(2)地域子育て部会委員 10名」を会長が指名する。

### <松山市子ども・子育て会議条例抜粋> ~参考~

#### (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 子ども・子育て会議は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

#### (部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 第5条第3項及び第4項並びに前2条の規定は、部会について準用する。